

原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)の概要について

今回の補正は、2020年2月26日に、安全対策の基本方針・基本設計に係る「原子炉設置変更許可」を、2021年12月23日に、設備の詳細設計に係る「工事計画認可」を受けたことなどを踏まえ、重大事故等発生時の体制や手順書の整備など、新たに運用面に対応すべき事項について、「原子炉施設保安規定」に反映したものの。

主な補正内容は以下のとおり。

1. 火災、内部溢水、自然災害、有毒ガスおよび重大事故等発生時の体制の整備※¹に関わる事項を新たに規定
2. 重大事故等対処設備※²の「運転上の制限※³」等を新たに規定

※1 要員の配置、教育訓練の実施、資機材の配備、手順書の整備 等

※2 大容量送水ポンプ車、電源車、フィルタ付格納容器ベント装置 等

※3 安全機能を確保するため、動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているもの

【新規制基準適合性審査等の状況】

